

2023-2026 年度「全世界向け資機材の緊急輸送スタンバイ契約」

(意見招請公示日：2023年8月23日) について、意見招請実施要項に関する意見・質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問・意見	回答
1	P13	3. その他留意事項	受注後、梱包作業を経て再計量ののち輸送時の重量が確定するとともに輸送料金が確定することになりますが、見積時の概算請求料金と実際の請求金額の差異は許容されることになりませんか？あくまで料金表は変更なく請求重量の違いに起因しますが、場合によっては貨物サイズによって特別な追加費用が掛かる場合があります。	個別の発注時の見積の際には、想定される梱包サイズと重量をお伝えして見積もっていただきますので、その情報と実際とが異なる場合には、実際の容量、重量に基づく金額とします。
2	P4	第2 業務仕様書(案)	「、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「業務仕様書」となる。」とありますが、昨年のウクライナのスタンバイ契約では契約書が存在していたと認識していますが、本年度は業務仕様書が契約書に代わるということでしょうか？	「契約書」本文は、通常契約形態ごとに多少の変化はありますが、基本的には共通の文面としております。「業務仕様書」は、通常、その契約書の「附属書」として、契約書を構成しており、個々の案件ごとにその特徴や状況等を反映して作成するものです。今回の緊急輸送スタンバイ契約でも、契約書本文は他と共通の文言となりますが、本件に係る個別の事情、状況、並びに、プロポーザルの内容や契約交渉の経緯などは、「業務仕様書」に反映させます。従って、「業務仕様書が契約書に代わる」わけではなく、「業務仕様書」は「契約書」の一部です。
3	P4	第2 業務仕様書(案)	「弊社の運送業務は、弊社運送約款の手順・条件に基づき提供されるのが原則となります。したがって、本業務に関する契約書が存在した場合、その契約書には運送は約款に基づいて提供される旨、表現され、約款が添付される(または適正なURLが載る)必要がある」と考えます。その原則について、対応をいただくことは可能か？	原則として、弊機構の雛型に基づく契約書を使用いただくことになる点、ご了承ください。
4	P4	第2 業務仕様書(案)	スタンバイ契約に参加させていただくことが決まった場合に、その事後に、双方誠実に協議の上契約書等の修正等をさせていただき、双方の合意ができた段階で正式な契約締結としたいが、よろしいでしょうか？	「双方の合意に基づく契約締結」は大原則ですが、選定後に合意に至らないケースを避ける意味で、本公示の時点で契約書案・業務仕様書案を提示します。修正を要すると思われる箇所があれば、本公示の質問受付期間中に質問という形でお寄せいただきたく存じます。
5	P3	【別添】調達スタンバイ／輸送スタンバイ契約の仕組み	輸送スタンバイ契約は調達スタンバイ契約に基づき、荷主はJICA、調達を担う業者(商社)が発送人となって輸送を請け負う形になりますでしょうか？	輸送スタンバイ契約に基づき輸送をお願いする場合は、あらかじめ調達を担う業者からJICAに機材等の引き渡し・検査が完了したのちに、輸送会社にお渡しすることになりますので、発送人もJICAとなります。
6	P13	その他留意事項	輸送請負後、輸送時のやむを得ない事情により荷受人側で負担せざるを得ない費用が発生した場合、荷受人側の費用負担にて輸送を継続させることは可能でしょうか？(例：通関業者変更など)	追加費用負担を要するような状況の変化が発生した場合には、速やかにJICA本部にご相談ください。
7	ページ12	評価表	評価基準や留意事項の記載内容で「調達」を趣旨とした記載が散見されます。輸送を趣旨とした評価基準、留意事項を設定のうえ、お示しをお願いします。	「調達スタンバイ契約」と同一の評価表となっておりますので、輸送に係る経験等を評価するものに修正します。
8	ページ5および13	支払について	輸送費が高額となるような案件を想定し、輸送費の前払い条件も考慮して頂けないでしょうか。	輸送量が高額になる場合等一定の条件を満たす場合の、AWBやBLなどの書類受領時点での部分払いの可能性について、今後検討します。
9	P.5	5. 経費支払方法	貨物の配達後の書類検収による支払とありますが、船、飛行機に搭載した時点で弊社には支払い義務が生じます。BL DATEのタイミングでご請求及び支払い手配を希望いたしますがいかがでしょうか？現地配達費用は確定後となります。	8. 同様に、輸送量が高額になる場合等一定の条件を満たす場合の、AWBやBLなどの書類受領時点での部分払いの可能性について、今後検討します。
10	別添1	備考1・2	請求は円となりますので換算に関する注意書き記載してはいかがでしょうか？輸送業者としては、事象発生時の換算にてご請求するので見積り時の為替にて請求額が円貨で異なります。固定というリスクは負うことができません。	見積り依頼時点で、円貨以外(米ドルまたはユーロ)での見積もりを認めるか否かについても明示します。円以外の見積りを認める場合には、為替レートは、原則として輸送会社の指定する倉庫に収めた日のレートを適用することといたしますが、これによりがたい場合は、事前にご相談ください。
11	P12	評価表	緊急調達に関する内容と混ざっているように思われます。内容を分けていただきたく思います。	7. の回答を参照ください。
12			物資仕向国によっては、弊社にて対応できかねる可能性がございます。有事はいつでもこの国で発生するかわかりませんので、現時点で対応可否について一概に回答することが難しいのですが、こうした状況であっても競争入札に参加する資格はございますでしょうか。	本契約で想定している業務は、常に必ず輸送業務を担うことを約束していただくものではないので、対応困難な地域をお持ちの社であっても競争に参加いただくことは可能です。
13	P.12	評価表 2. (3)	緊急輸送サービスの契約であるため、対象となる「機材・物品」は無く、提供可能な標準輸送関連サービスの種類のご案内となりますが、宜しいでしょうか？	「提供可能な輸送関連サービス」についてご案内いただくことで結構です。通常ケースに加え、緊急対応等の可能性やその際の体制等についてもお示しいただけるようお願いいたします。